事業再生ニューズレター

2009年2月

事業再生 ADR について

1. はじめに

私的再建手続の選択肢が一つ増えた。昨年秋、法務大臣と経産大臣は事業再生実務家協会(Japanese Association of Turnaround Professionals, JATP)を第1号の事業再生 ADR 機関として認定した。法務大臣の認証を受けた一般の ADR(Alternative Dispute Resolution、裁判外紛争解決手続)機関のうち、事業再生を専門に行う機関として経産大臣が認定したものが事業再生 ADR(正式には特定認証裁判外紛争解決手続)である。平成19年改正の産業活力再生特別措置法(産活法)及びそれを受けた経産省令に基づく制度である。JATP は事業再生の専門家と賛助会員法人の約500人(社)よりなる組織であり、個人会員としては弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、中小企業診断士、ターンアランドマネージャー、FAやM&Aの専門家、大学教授など一流の再生人材がいる。

2. 事業再生 ADR の仕組み

事業再生 ADR は私的再建手続であり、主に金融機関 (場合によっては商社やメーカー等の大口債権者も含まれ る)を対象としている。したがって、私的再建手続であるとこ ろから対象債権者全員の合意がなければ再建計画は成 立しない。また、取引債権は対象債権でないので何らの権 利変更の要求もされず、かつ、何らの情報開示もされな い。これらの点は「私的整理ガイドライン」と同じであり、中 小企業に限定すれば「中小企業再生支援協議会(支援協)」 と同じであるが、屋上屋を重ねるものではない。手続の流 れ(2 頁参照)は私的再建手続の一種であるから、ガイドラ インや支援協とほぼ同じであるがガイドラインと基本的に 異なる点は、債務者が国家認定事業者である JATP に申 請し、債務者と JATP が連名で「一時停止」の通知を発し、 JATP の会員であり、かつ経産省令の用件を具備した「手 続実施者」が手続の進行・債権者間の調整を行っていく点 と産活法に基づく有利な特則が存する点である。支援協と

の主な相違点は支援協の対象企業は中小企業に限定されているが、事業再生 ADR は中堅企業、大企業もその対象である。

事業再生 ADR のメリット メリットとしては以下のとおりである。

① 事業価値の毀損が少ない。

本手続は取引債権を対象とせず、主に金融機関債権者のみを対象として極秘に行われるので取引先や世間に「倒産か?」という現象が生じない。法的再建手続である民事再生や会社更生申立てによるパニック現象が生じないのである。

② 手続期間が短い

「手続の流れ図」の手続利用申請仮受理から終了 まで3ヶ月前後を予定している。

③ 手続のプロセスと事業計画の透明性・公正性・衡平性・実行可能性の担保

国家認定機関の手続実施者が産活法と経産省令 に基づいて行う手続であり、上記の要件は十分に担 保されている。

- ④ 時効の中断(裁判外紛争解決の手続の利用の促進に関する法 25 条)、特定調停の特則(産活法 49 条)、信用保証の特則(同 50 条 1 号)、手続中のプレディップファイナンスの法的手続における特則(同 53 条、54 条)などがある。
- ⑤ 税務上のメリット

債務者において評価損の計上、期限切れ欠損金と 免除益の相殺、債権者において無税の損金処理の 確実性。

4. おわりに

このように事業再生 ADR は、経営危機に直面している 企業においては、法的手続の前に是非ともその利用を検 討する価値がある制度である。

本ニューズレターの執筆者



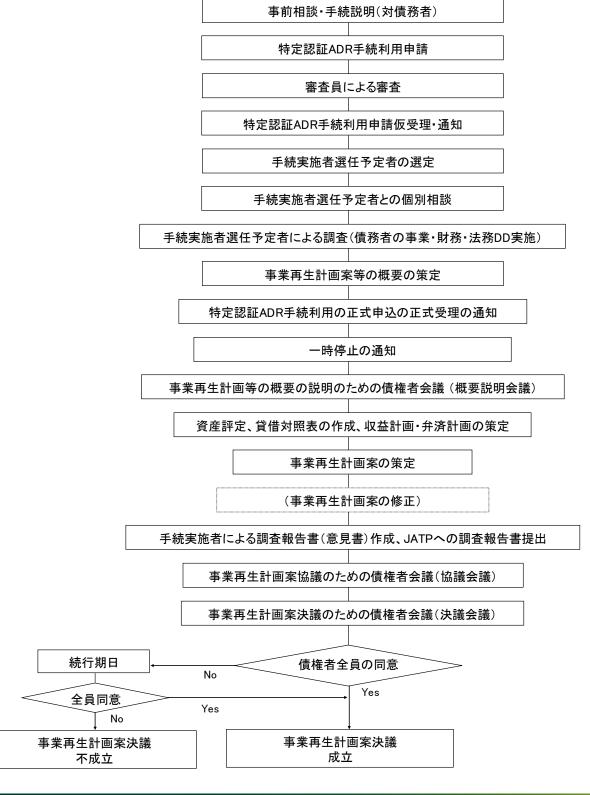
松嶋 英機

パートナー 弁護士 本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 (電話:03-5562-8352 E-mail:info@jurists.co.jp)

© Nishimura & Asahi 2009

事業再生実務家協会による事業再生 ADR 手続の流れ図



当事務所は、そごう、ハウステンボス、山一証券をはじめ、多数の法的再建手続・法的清算手続に実績をもつことはもとより、産業再生法、私的整理ガイドライン、特定調停手続など様々な制度を利用した私的整理を含め、すべての再生・破綻関係の法律業務について、専門的な知識とノウハウを駆使し、様々な立場のクライアントに種々のリーガルサービスを提供しております。また、国際的な倒産案件への対応のほか、各分野の専門家とも連携して、複雑な組織再編や特殊な金融商品の絡む倒産案件、近時のスルガコーポレーションの例に見られるようなコンプライアンス・危機管理対応を含めた助言なども行い、幅広いリーガルサービスを提供する体制・ノウハウを有しています。本ニューズレターは、クライアントの皆様の様々なニーズに即応すべく、当事務所の事業再生・倒産分野に携わる弁護士・税理士が、事業再生・倒産分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

(当事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)

電話: 03-5562-8500(代) FAX: 03-5561-9711~9714

E-mail: info@jurists.co.jp URL: http://www.jurists.co.jp/ja/